

○ 経済産業省告示第 号

不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年経済産業省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別表
表 [略]

別表
表 [略]

1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六

1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六

第一項の例により爆薬に換算した数量とする。

の例により爆薬に換算した数量とする。

2 [略]

2 [略]

備考 精度の「 」を粗略である。